

第105期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年6月24日（火曜日）
午前10時

開催場所 岩手県盛岡市内丸3番1号
当行本店 4階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照
ください。）

インターネットまたは郵送による議決権行使期限
2025年6月23日（月曜日）午後5時
郵送の場合は通常郵便より到着に時間を要しますので、お
早めにご投函いただきますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席者へのお土産はご用意しておりません。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



THE TOHOKU BANK, LTD.

証券コード：8349

目次

第105期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
計算書類	26
連結計算書類	28
監査報告書	30
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金処分の件	38
第2号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）8名選任の件	39

株 主 各 位

証券コード 8349

2025年6月2日

岩手県盛岡市内丸3番1号

株式会社 **東北銀行**

取締役頭取 佐藤 健志

第105期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第105期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当行ウェブサイト】

<https://www.tohoku-bank.co.jp/ir/library/shareholder/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東北銀行」又は「コード」に当行証券コード「8349」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当行の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議案に対する賛否をご入力いただき、2025年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月23日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

1 日 時	2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	岩手県盛岡市内丸3番1号 当行本店 4階ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 株主総会の目的事項	報告事項 1. 第105期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、計算書類報告の件 2. 第105期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当行定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
 - ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「その他」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- したがって、本招集ご通知の当該書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2025年 6 月23日 (月曜日) 午後5時入力完了分まで

書面 (郵送) で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年 6 月23日 (月曜日) 午後5時到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、紙資源節約のため、「第105期定時株主総会招集ご通知」(本書)をご持参ください。

日時 2025年 6 月24日 (火曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時)

場所 岩手県盛岡市内丸3番1号 当行本店 4階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

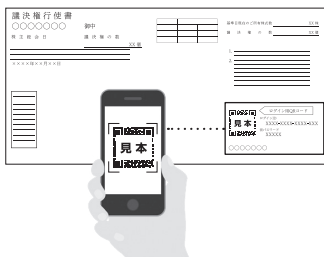
- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ 書面 (郵送) とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

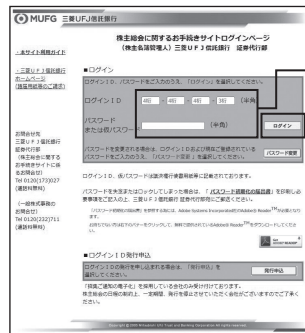


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第105期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行の本店ほか支店54出張所2において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務などのほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売などの附帯業務等を行い、岩手県内を中心に営業を展開しております。

金融経済環境

当期のわが国経済は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しております。企業収益は、価格転換の進展による売上高の増勢などにより改善しております。設備投資は、省力化需要の高まりなどからソフトウェア投資が増加するなど、持ち直しの動きがみられております。個人消費は、物価上昇の影響により、食料品を中心に弱い動きとなっている一方、新車販売台数は持ち直しております。また、サービス消費は外食が緩やかに増加するなど、一部に足踏みが残るものの持ち直しの動きがみられております。今後は、賃金上昇による所得環境の改善などにより、緩やかな景気回復が期待されておりますが、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響や通商政策などアメリカの政策動向、金融資本市場の変動などの影響を注視する必要があります。

金融情勢に目を移しますと、日本銀行は2%の「物価安定の目標」の持続的、安定的な実現という観点から、金融緩和の度合いを調整することが適切であると判断し、政策金利を0.50%程度に引き上げております。今後も経済、物価の見通しが実現していくとすれば、引き続き政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整していくとしております。

株式市場については、40,000円台でスタートした日経平均株価は、7月に海外投資家の買いが優勢となり、最高値を更新しております。しかしながら、8月には米国景気の先行き不安などを背景に歴史的な下落幅を記録しました。その後、急速に持ち直す展開もありましたが、政策金利の引き上げによる株価の下落、米国の関税政策の影響などからリスクオフ状態となり、2025年3月末の終値は35,617円となりました。

岩手県内経済情勢

岩手県内の経済をみますと、設備投資では慎重な需要見通しなどから製造業、非製造業がともに減少しております。生産活動は、生産用機械で海外の半導体メーカーからの受注増加を背景に生産が増加していることなどから、持ち直しております。個人消費は、雇用所得環境が改善するもとで、飲食及び宿泊のサービス消費を中心に緩やかに回復しております。総じて、岩手県内の経済は緩やかに持ち直しております。

事業の経過及び成果

当行は、地域社会への安定的な資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」をコアバリュー（経営理念）として、地域経済の中核を担う中小事業者の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

2022年4月より「中小事業者支援の深化と未来への挑戦」をテーマに掲げてスタートした第1次中期経営計画が2025年3月末で終了いたしました。『「成長予備軍先」のランクアップ支援』、『「収益力」の強化』、『「とうぎん型人材」の育成』、『「地域活性型ビジネスモデル」の確立』の4つの「とうぎんチャレンジ」のもと、最終年度の経営数値目標の達成と各チャレンジの完遂に向けて各種施策に積極的に取り組んでまいりました。

中期経営計画で掲げていた2025年3月期の計画数値に対する実績として、本業利益については計画数値7億円に対し12億円、当期純利益については計画数値10億円に対し15億円、自己資本比率については計画数値8.5%以上に対し8.99%と計画数値は全項目達成しております。

○「とうぎんチャレンジ」への取り組み

とうぎんチャレンジⅠ：「成長予備軍先」のランクアップ支援

地域の中小事業者を取り巻く環境は、長期化するエネルギー価格や物価の高騰、深刻な人手不足などの影響で、先行きが不透明な状況となっており、中小事業者は本業の立て直しや新事業・新分野への取り組みという課題に直面しております。これらの課題に取り組む中小事業者に対する支援をより一層深化させ、様々な経営課題に対する本業支援の高度化を図り、課題解決に向けた取り組みを展開してまいりました。2024年10月には、中小事業者の経営改善に向けた行内体制強化を目的として、融資部内に企業経営支援室を新設し、より充実した支援体制を構築しております。

本業支援の高度化に向けては、各営業店における本業支援の好事例を全行員が共有できる取り組みを実施しております。僚店の取り組み手法を全行員が横断的に共有し、学ぶことで支援活動のレベルアップを図っております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中小事業者へのアフターフォローを継続しており、引き続き条件変更や資金繰り支援の他、金融支援以外の本業支

援など持続的な経営サポートを実施しております。今後も状況に応じた対応を実施することで中小事業者の持続的な成長へと繋げてまいります。

とうぎんチャレンジⅡ：「収益力」の強化

本業支援と持続的な収益確保を両立する営業活動や、多様化するニーズに対応した商品の充実、利便性向上を通じ、お客さまへの付加価値の提供と収益力の向上に取り組んでおります。

お客さまの資産形成に向けた取組みでは、各営業店における職域セミナーの開催に加え、預り資産業務において高いコンサルティングスキルを持つ行員を「預り資産エリアコーチ」として任命し、各エリアで複数の営業店を担当することで、お客さまの資産形成のサポートや行内の人材育成を図る体制を構築しております。

D X推進に向けた取組みでは、タブレット端末を利用した投資信託取引の申込受付や住宅ローンの事前審査に関するWe b審査受付サービスを開始し、お客さまの利便性の向上と業務の効率化を進めてまいりました。デジタル技術を活用してお客さまの経営課題を解決するサービスとして2023年11月より取扱いを開始した「とうぎんD X取組支援サービス」は、これまでに4社のお客さまへのI Tサービス導入が完了しております。

また、地域の金融インフラを維持しながら、効率的かつ柔軟な店舗体制の構築に向け、2024年11月に1か店で個人特化型店舗への営業体制変更を実施しております。

とうぎんチャレンジⅢ：「とうぎん型人材」の育成

「挑戦（Challenge）、意思疎通（Communication）、課題解決能力（Conceptual skills）」の3つのCを備えた、「とうぎん型人材＝地域の発展を支える人材」の育成に取り組んでおります。意欲ある人材の育成とマルチスキル化に向け、新たに再構築した研修体系に基づき、女性のキャリア開発を目的とした「女性キャリア研修」や当行が注力する事業分野に関連する「脱炭素ビジネス研修」及び「一次産業研修」を実施しております。

モチベーション向上につながる人事制度の構築に向けて、従業員満足度調査の結果等を踏まえ、随時制度の見直しを行っております。その一環として2024年度は一部行員の処遇改善及び福利厚生の拡充を図っており、従業員のモチベーション向上、多様な人材の確保を目的として2025年4月からの「ベースアップ」及び「初任給引き上げ」も決定しております。

また、職場環境の向上及び従業員の健康保持・増進に向け、受動喫煙対策をはじめ、定期健康診断後の再検査・精密検査の受診率向上、有給休暇の取得促進などへの取組みを実践し、2025年3月に、特に優良な健康経営を実践している法人として「健康経営優良法人2025」に認定されております。

とうぎんチャレンジⅣ：「地域活性型ビジネスモデル」の確立

ビジネスモデル化を目指す項目として第1次中期経営計画開始時に掲げた6つのラインナップの中から、岩手県と当行の強みを活かせる可能性の高い分野として、「地域脱炭素化支援」と「一次産業支援」の2つを選定し、地域活性化につながるビジネスモデルの基盤構築に取り組んでおります。

《地域脱炭素化支援への取り組み》

地域脱炭素化へ向けては、地方自治体と連携した取り組みを実施しており、環境省が募集する「脱炭素先行地域」事業において、当行が共同提案者として参画している4市町が選定されております。いずれの自治体も全国に先駆ける先導的な事業であり、事業の構想段階から携わり、実現に向けた支援を行っております。

また、地域脱炭素の取り組みを加速させ、地域課題の解決や地域活性化を図っていくことを目的として、2025年1月に盛岡信用金庫及び東北地方環境事務所と「脱炭素及びローカルSDGsの実現に向けた連携協定」を締結しております。

《一次産業支援への取り組み》

一次産業支援の取り組みとして、2024年12月に農業を営むお客さまに対する金融支援を目的とした日本政策金融公庫との連携によるローン商品「あしたの芽」の取り扱いを開始しており、一次産業者の多様なニーズにお応えできるよう金融支援メニューの充実を図っております。

外部事業者との提携による取り組みでは、水稻の中干し期間延長によるＪークレジットの創出支援を通じた脱炭素農業の推進とカーボンクレジットによる農業者の収益拡大に貢献しております。2024年6月からは、当行自らが生産者の申請作業等をサポートする業務も開始し、生産者がＪークレジット創出に安心して取り組めるよう、サポート体制を構築しております。

○「地域貢献」への取り組み

今後の未来を担う学生の金融リテラシー向上に向けた取り組みとして、「起業家人材育成塾」、「金融教育セミナー」を実施しております。また、地域貢献活動の一環として、役職員の家庭で使い切れない未使用食品や募金を取りまとめ、フードバンク等へ寄贈する「とうぎんフードドライブ」の活動を計2回実施しております。

貸出金利息収入の一部をお客さまがご指定いただく地域団体へ寄付をする「とうぎん地域貢献寄付型ローン」については、2025年3月末時点で28社のお客さまにご利用いただき、お客さまの地域貢献活動を支援しております。

2024年4月より、「三陸鉄道」をモチーフにデザインした地域応援通帳・キャッシュカードの取り扱いを開始しております。また、2024年6月には当行のイメージキャラクターであるキキ&ララをラッピングした「とうぎん×キキ&ララ」列車が三陸

鉄道で運行しております。

○「サステナビリティ」への取り組み

2023年3月に策定の「サステナビリティ方針」にて特定した5つのマテリアリティのもと、グループ一体となって、コアバリュー（経営理念）、パーパス（存在意義）に基づく金融仲介機能の発揮や、気候変動等の環境問題など社会を取り巻く様々な課題解決に向けた活動に取り組んでまいりました。

商品・サービスを通じた取り組みにおいては、「とうぎんグリーン・ローン」を活用した金融支援に加え、2023年4月より、取引先のSDGsに対する取り組み状況の診断分析・推進やSDGs宣言策定等を支援する「とうぎんSDGs取組支援サービス」については、2025年3月末時点で149社のお客さまにご利用いただき、サステナビリティ分野におけるお客さまの課題解決支援に取り組んでおります。

また、気候変動への取り組みにおいては、2022年10月に賛同を表明した「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言を踏まえたガバナンス及びリスク管理体制の構築、気候変動がもたらす機会とリスクの把握等に努めるとともにCO₂排出量の削減に関する目標を定め開示しております。今後も開示内容の充実を図り、企業価値向上に向けた経営を通じ、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

当行の業績

預金等（譲渡性預金を含む）は、法人預金の減少などにより、前期末比100億45百万円減少し9,217億54百万円となりました。

公共債、投資信託及び保険商品を対象とした預り資産残高合計は、同63億14百万円増加し884億73百万円となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出及び個人向け貸出の増加などにより、前期末比343億83百万円増加し6,982億68百万円となりました。

有価証券は、前期末比35億77百万円減少し2,161億42百万円となりました。

収益状況については、経常収益は、貸出金利息及び役務取引等収益の増加などにより前期比7億72百万円増収の137億62百万円となりました。経常利益は、預金利息の増加などにより同3百万円減益の20億13百万円となりました。

当期純利益は、同2億8百万円増益の15億35百万円となりました。

なお、連結ベースの収益状況は、経常収益は150億28百万円、経常利益は19億74百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は10億69百万円となりました。

自己資本比率（速報値）は、国内基準（4%）を採用しております。利益剰余金の着実な積み上げによる自己資本の額の増加等により、単体自己資本比率は前期末比0.25ポイント上昇し8.99%となりました。また、連結自己資本比率は同0.11ポイント上昇し9.05%となりました。

店舗及び店舗外現金自動設備は、店舗については異動ありません。店舗外現金自動設備については、「monaka出張所」（盛岡市）を新たに設置する一方、1か所を廃止し、当期末における店舗外現金自動設備は80か所となっております。また、通帳繰越機能付きATMを導入しており、これにより休日を含めATM稼働時間帯に通帳繰越が可能となっております。コンビニATM提携については、セブンイレブン店舗等に設置されたセブン銀行ATM、ローソン店舗等に設置されたローソン銀行ATM及びファミリーマート等に設置されたイーネットATMで当行キャッシュカードがご利用いただけます。コンビニATMでの当行キャッシュカードのお取引は24時間ご利用可能となっております。今後も、より一層のお客さまの利便性向上を図ってまいります。

当行が対処すべき課題

当行を取り巻く経営環境は、人口減少による国内市場の縮小や異業種との競争激化などに加え、金利環境の変化や米国新政権による政策発動に伴う影響等により先行きが不透明な状況となっております。また、デジタル化の急速な進展やそれに伴う異業種の参入、SDGsや気候変動対策、人的資本投資といったサステナビリティへの意識の高まりなど、取り巻く経営環境は刻一刻と変化しており、対応すべき多くの課題に直面しております。

取り巻く環境や当行の課題を踏まえた上で「とうぎんVision」の実現に向けては、社会全体の発展と地域との絆の深化を図り、お客さまの期待に応えるとともに、当行自身の成長と健全な経営基盤強化が求められます。

そのような認識のもと、「共感・共鳴・共創」をテーマに掲げた3年間の第2次中期経営計画を策定しました。第2次中期経営計画では、重点戦略として「プロジェクトⅠ～地域の活性化支援～」、「プロジェクトⅡ～脱炭素化支援と一次産業支援～」、「プロジェクトⅢ～収益力の拡大～」、「プロジェクトⅣ～組織力の強化～」の4つの「プロジェクト」を推進してまいります。

第2次中期経営計画における最終年度（2028年3月期）の経営数値目標（単体）については、当期純利益20億円、お客さまサービス等利益（本業利益）20億円、自己資本比率8.5%以上、総預金残高1兆円、総貸出金残高7,500億円としております。

当行の創立75周年を迎える重要な節目である2025年度のさらなる飛躍に向け、役職員一丸となり第2次中期経営計画における重点戦略を着実に遂行していくとともに、お客さまへの金融支援や本業支援等を通じて地域経済を活性化させ、「地域力の向上」に貢献してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	金	897,606	910,927	931,799	921,754
	定 期 性 預 金	334,594	322,840	308,239	298,308
	そ の 他	563,011	588,087	623,559	623,446
貸 出 金	金	634,016	658,895	663,885	698,268
	個 人 向 け	97,539	96,819	98,436	113,628
	中 小 企 業 向 け	359,789	379,344	386,514	395,445
	そ の 他	176,688	182,732	178,935	189,195
有 価 証 券	証 券	198,167	203,249	219,719	216,142
	国 債	18,005	18,836	34,816	45,775
	そ の 他	180,162	184,413	184,903	170,366
総 資 産		1,024,987	965,845	1,009,809	1,005,909
内 国 為 替 取 扱 高		2,977,983	3,157,186	3,251,110	3,357,600
外 国 為 替 取 扱 高		百万ドル 11	百万ドル 9	百万ドル 8	百万ドル 6
経 常 利 益		1,982	2,326	2,016	2,013
当 期 純 利 益		1,280	1,420	1,327	1,535
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		円 銭 135 07	円 銭 149 58	円 銭 139 63	円 銭 161 64

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、普通株式に係る当期純利益を普通株式の期中平均発行済株式総数で除して算出しております。なお、普通株式に係る期中平均発行済株式総数については、自己株式を除いております。

(ご参考) 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益	13,807	13,481	14,727	15,028
経 常 利 益	2,118	2,505	2,148	1,974
親会社株主に帰属する当期純利益	1,337	1,526	1,376	1,069
包 括 利 益	321	△714	1,168	△3,535
純 資 産 額	39,923	38,741	39,438	35,376
総 資 産	1,026,975	968,133	1,012,696	1,009,613

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	565 人
平 均 年 齢	40 年 7 月
平 均 勤 続 年 数	15 年 11 月
平 均 給 与 月 額	344 千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
岩 手 県	48 (2)
青 森 県	2 (－)
秋 田 県	1 (－)
宮 城 県	5 (－)
東 京 都	1 (－)
合 計	57 (2)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を80か所設置しております。

ロ 当年度新設営業所

当年度において、新設営業所はありません。

- (注) 当年度において店舗外現金自動設備を以下の1か所新設し、1か所廃止いたしました。

○新設

monaka出張所 (盛岡市)

○廃止

タカトヨ日高出張所 (奥州市)

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	507
---------------	-----

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
(新設・拡充・改修)	
オープン出納機の更新	154
仮想基盤サーバー等の更新・更改	117

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

○当事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却
該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資 本 金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株 式 会 社 東 北 ジェーシーピーカード	岩手県盛岡市本宮 一丁目6番8号	クレジットカード業務 信用保証業務	百万円 20	% 100.00	－
と う ぎ ん 総 合 リ ー ス 株 式 会 社	岩手県盛岡市中ノ橋通 一丁目4番22号	リース業務	20	100.00	－

- (注) 1. 上記の2社はすべて連結対象としております。
2. 東北銀ソフトウェアサービス株式会社は、2024年4月1日付で当行に吸収合併いたしました。
3. 東北保証サービス株式会社は、2025年2月28日付で当行が保有する全株式を全国保証株式会社へ売却したため、当行の子会社から除外しております。
4. 上記以外に非連結の子会社（持分法非適用）が1社あります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2024年4月1日	当行は、当行100%出資子会社である東北銀ソフトウェアサービス株式会社を吸収合併いたしました。
2025年2月28日	当行は、当行100%出資子会社である東北保証サービス株式会社の全株式を全国保証株式会社へ売却いたしました。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
村 上 尚 登	取締役会長 (代表取締役)	—	—
佐 藤 健 志	取締役頭取 (代表取締役)	監査部、東京事務所 担当	—
高 橋 淳 悦	取締役専務執行役員	事務統括部、システム 統括部担当	—
保 和 衛	取締役常務執行役員	人事部、みらい創生 部担当	—
阿 部 英 則	取締役常務執行役員	資産運用サポート部 担当	—
青 木 昭 憲	取締役常務執行役員	市場金融部担当	—
村 井 三 郎	取締役 (社外取締役)	村井三郎法律事務所 弁護士 盛岡市公正職務審査会 会長	—
村 雨 圭 介	取締役 (社外取締役)	SANSUI国際特許事務所 盛岡オフィス代表 弁理士	—
下 田 栄 行	取締役 (社外取締役)	下田栄行公認会計士事務所 公認会計士 下田栄行税理士事務所 税理士	—
鬼 柳 伸 二	取締役常勤監査等委員	—	—
舘 脇 幸 子	取締役監査等委員 (社外取締役)	エール法律事務所 弁護士	—
福 士 千恵子	取締役監査等委員 (社外取締役)	株式会社テレビ岩手 代表取締役	—

- (注) 1. 社外取締役村井三郎、村雨圭介、下田栄行、舘脇幸子及び福士千恵子は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしていますので、独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 取締役監査等委員鬼柳伸二は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通したものが重要な会議に出席し得られる情報や、会計監査人及び内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られる情報を監査等委員全員と共有することで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

3. 2024年6月26日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって、取締役常務執行役員森宏樹、葛尾敏哉及び社外取締役監査等委員樫野信治は退任いたしました。また、取締役監査等委員高橋淳悦は、取締役専務執行役員に就任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	11名	155	120	27	6
取締役 (監査等委員)	5名	16	16	—	—
計	16名	172	137	27	6

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2024年6月26日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）2名及び取締役（監査等委員）2名を含めております。なお、高橋淳悦は取締役（監査等委員）を退任し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）に就任したため、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役（監査等委員）に、取締役（監査等委員である取締役を除く）在任期間分は取締役（監査等委員である取締役を除く）にそれぞれ含めております。

② 業績連動報酬等に関する事項

当行では、業績及び企業価値の最大化に向けた意欲を高めるため、業績連動報酬を算定する指標として、当期純利益（単体）を採用しております。具体的には、職位別の基準額に対し、当期純利益の水準に応じて定められた銀行業績係数と、個人別の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算定しております。算定に用いた2024年3月期の当期純利益（単体）の目標は14億円であり、実績は13億27百万円でありました。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当行の普通株式であり、割当を受けた当行の普通株式の払込期日から当行の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととしております。

また、当事業年度における交付状況は「4. 当行の株式に関する事項」中「(4) 役員保有株式」に記載しております。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）

（2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議）

年額220百万円以内（うち社外取締役分年額12百万円以内）であります。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）であります。

ロ 監査等委員である取締役（2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議）

年額60百万円以内であります。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）であります。

ハ 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬（2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議）

譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権は上記イの報酬枠とは別枠で、年額20百万円以内であり、普通株式の株式数上限を年25,000株以内としております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は6名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役会にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が決定権限を有しており、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内となるよう方針及び算定基準を定め、当該方針及び算定基準に基づき監査等委員である取締役の協議により決定しております。

各基本方針の内容は次のとおりであります。

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する基本方針

取締役の報酬は、当行の業績及び企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬水準・報酬体系としております。なお、役職ごとの報酬方針は定めておりません。

(i) 役付取締役の報酬体系

役付取締役の報酬は、基本報酬及び代表取締役報酬を合わせた「固定報酬」、当期純利益及び各役員の成果を反映した「業績連動報酬」及び中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的とする「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。報酬総額に対する比率は、「固定報酬」が75％程度、「業績連動報酬」が20％程度、「譲渡制限付株式報酬」が5％程度となるよう設計しております。「固定報酬」は、役位及び職責に応じて支給し、「業績連動報酬」は、月額の固定報酬に銀行業績係数と各役員の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算出し、「譲渡制限付株式報酬」は役位及び職責に応じ、銀行の中長期的企業価値向上への貢献等を反映して決定しております。

(ii) 取締役兼務執行役員の報酬体系

取締役兼務執行役員の報酬は、取締役報酬及び業務執行報酬を合わせた「固定報酬」、当期純利益及び各役員の成果を反映した「業績連動報酬」及び中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的とする「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。報酬総額に対する比率は、「固定報酬」が80％程度、「業績連動報酬」が15％程度、「譲渡制限付株式報酬」が5％程度となるよう設計しております。「固定報酬」は、役位及び職責に応じて支給し、「業績連動報酬」は、月額の固定報酬の業務執行報酬に銀行業績係数と各役員の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算出し、「譲渡制限付株式報酬」は役位及び職責に応じ、銀行の中長期的企業価値向上への貢献等を反映して決定しております。

(iii) 社外取締役の報酬体系

社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し、役位に応じた「固定報酬」のみを支給しております。

ロ 監査等委員である取締役の報酬に関する基本方針

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立し、取締役の職務執行の監査、及び経営の監督を行う立場であることを考慮した、適切かつ公正な報酬水準としております。

- ・ 監査等委員である取締役の報酬体系

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し、役位及び職責に応じた「固定報酬」のみを支給しております。

ハ 支払時期または条件の決定に関する方針

(i) 金銭報酬

金銭報酬については、前記イ及びロの基本方針に基づいて報酬月額を決定し、月次で支給することとしております。

(ii) 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬については、前記イ(i)の方針に基づき、決議日前日の当行株価を基準として付与株数を決定し、その翌月中に付与することとしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会にて、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を代表取締役頭取佐藤健志に委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の「固定報酬」の額及び担当業務を踏まえた「業績連動報酬」の額に係る評価配分の決定であります。権限を委任した理由は、代表取締役頭取が当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務の評価を行っているためであります。

なお、代表取締役頭取の決定が適切になされるよう、指名・報酬委員会の検討及び答申を経て、代表取締役頭取は当該答申を踏まえ決定するものとしております。譲渡制限付株式に係る金銭報酬債権は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の金銭報酬債権支給額を決定するものとしております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
村 井 三 郎	会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
村 雨 圭 介	
下 田 栄 行	
舘 脇 幸 子	
福 士 千 恵 子	

(4) 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約
該当事項はありません。
- ロ 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役及び執行役員	当行は、保険会社との間で、当行の役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。 なお、当該保険契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当行が当該被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合には填補の対象としないこととしております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
村 井 三 郎	村井三郎法律事務所 弁護士 盛岡市公正職務審査会 会長
村 雨 圭 介	SANSUI国際特許事務所 盛岡オフィス代表 弁理士
下 田 栄 行	下田栄行公認会計士事務所 公認会計士 下田栄行税理士事務所 税理士
舘 脇 幸 子	エール法律事務所 弁護士
福 士 千 恵 子	株式会社テレビ岩手 代表取締役 当行との関係 取引先

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
社外取締役 村 井 三 郎	9年9か月	当期開催の取締役会11回のすべてに出席	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、主にコンプライアンスの観点から取締役会において活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員長として同委員会の議案・審議を主導しております。さらに、筆頭社外取締役として経営陣との意見交換を適時行っております。
社外取締役 村 雨 圭 介	3年9か月	当期開催の取締役会11回のうち10回出席	弁理士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、幅広い観点から活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、経営陣との意見交換を行っております。
社外取締役 下 田 栄 行	9か月	2024年6月26日就任以降開催の取締役会9回のすべてに出席	公認会計士、税理士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、幅広い観点から活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、経営陣との意見交換を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 館 脇 幸 子	4年9か月	当期開催の取締役会11回及び監査等委員会8回のすべてに出席	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、主にコンプライアンスの観点から取締役会及び監査等委員会における議案・審議について活発な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 福 士 千 恵 子	9か月	2024年6月26日就任以降開催の取締役会9回及び監査等委員会6回のすべてに出席	長年報道機関に携わった経験及び経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会及び監査等委員会における議案・審議について活発な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	12	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2024年6月26日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役(監査等委員)1名を含めております。

(4) 社外役員の意見

「3. 社外役員に関する事項」の(1)から(3)に記載した内容に対して、社外役員の意見はございません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数
- | | |
|-------------|----------|
| 発行可能株式総数（注） | 30,000千株 |
| 普通株式 | 30,000千株 |
| 第一種優先株式 | 30,000千株 |
- （注）定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。
- | | |
|----------|----------|
| 発行済株式の総数 | 13,509千株 |
| 普通株式 | 9,509千株 |
| 第一種優先株式 | 4,000千株 |
- (2) 当年度末株主数
- | | |
|---------|--------|
| 普通株式 | 8,939名 |
| 第一種優先株式 | 1名 |

- (3) 大株主
普通株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
株 式 会 社 十 文 字 チ キ ン カ ン パ ニ ー	300千株	3.17%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	286	3.03
東 北 銀 行 従 業 員 持 株 会	281	2.97
株 式 会 社 富 士 電 業 社	180	1.90
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC/UCITS CUSTOMERS ACCOUNT （常任代理人） 香港上海銀行東京支店	113	1.19
木 田 裕 介	112	1.18
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	110	1.17
大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社	107	1.13
中 当 建 設 株 式 会 社	92	0.97
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE （常任代理人） 株式会社三菱UFJ銀行	77	0.81

（注） 1. 持株数等は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は発行済の普通株式の総数から自己株式（57千株）を除いて計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

第一種優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	4,000千株	100.00%

(4) 役員保有株式

区 分	株式の交付を受けた者の人数	株 式 の 数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取 締 役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	6名	普通株式 5,700株
社 外 取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	—	—

- (注) 1. 当事業年度中に職務執行の対価として当行役員に対し交付した株式の状況について記載をしております。
2. 当行の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社役員に関する事項」中「(2) 会社役員に対する報酬等」に記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
北光監査法人 業務執行社員 佐々木 政 徳 業務執行社員 八重樫 健 太 郎	38	監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は38百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

- イ 在任中の会計監査人との間の補償契約
該当事項はありません。
- ロ 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、その職務遂行状況・監査体制・監査品質および独立性等を総合的に検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

第105期末（2025年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	63,411	預 当 座 預 金	921,754
現 預 け 金	16,973	普 通 預 金	18,943
コ ー ル 口 ー ン	46,438	貯 蓄 預 金	582,766
金 銭 の 信 託	5,000	通 知 預 金	14,685
有 価 証 券	7,802	定 期 預 金	3,193
国 債	216,142	定 期 積 金	287,202
地 方 債	45,775	そ の 他 の 預 金	11,106
社 債	59,018	債券貸借取引受入担保金	3,857
株 式	82,334	借 入 金	38,987
そ の 他 の 証 券	4,295	借 入 金	1,110
貸 出 金	24,718	外 国 為 替	1,110
割 引 手 形 貸 付	698,268	売 渡 外 国 為 替	0
手 証 書 貸 付	772	そ の 他 負 債	0
当 座 貸 付	32,994	未 払 法 人 税 等	5,611
外 国 為 替	597,479	未 払 費 用	152
外 国 他 店 預 け	67,022	前 受 収 益	339
そ の 他 資 産	658	給 付 補 填 備 金	351
前 払 費 用	658	金 融 派 生 商 品	1
未 収 収 益	2,401	資 産 除 去 債 務	10
金 融 派 生 商 品	6	そ の 他 の 負 債	48
そ の 他 の 資 産	765	退 職 給 付 引 当 金	4,707
有 形 固 定 資 産	2	偶 発 損 失 引 当 金	7
建 設 仮 勘 定	1,627	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	143
無 形 固 定 資 産	7,031	支 払 承 諾	573
ソ フ ト ウ ェ ア	1,740	負 債 の 部 合 計	3,347
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,499		971,537
前 払 年 金 費 用	131	（純 資 産 の 部）	
繰 延 税 金 資 産	660	資 本 金	13,233
支 払 承 諾 見 返 金	319	資 本 剰 余 金	11,154
貸 倒 引 当 金	169	資 本 準 備 金	11,154
	149	利 益 剰 余 金	15,841
	1,395	利 益 準 備 金	1,343
	4,213	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,497
	3,347	繰 越 利 益 剰 余 金	14,497
	△4,083	自 己 株 式	△69
		株 主 資 本 合 計	40,160
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△6,946
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,158
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△5,787
		純 資 産 の 部 合 計	34,372
資 産 の 部 合 計	1,005,909	負債及び純資産の部合計	1,005,909

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

第105期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	13,762	特 別 利 益	122
資 金 運 用 収 益	10,447	固 定 資 産 処 分 益	0
貸 出 金 利 息	8,534	抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	122
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,748	特 別 損 失	24
コ ー ル ロ ー ン 利 息	46	固 定 資 産 処 分 損 失	7
預 け 金 利 息	116	減 損 損 失	17
そ の 他 の 受 入 利 息	0	税 引 前 当 期 純 利 益	2,111
役 務 取 引 等 収 益	2,368	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	505
受 入 為 替 手 数 料	606	法 人 税 等 調 整 額	70
そ の 他 の 役 務 収 益	1,761	法 人 税 等 合 計	576
そ の 他 業 務 収 益	139	当 期 純 利 益	1,535
外 国 為 替 売 買 益	2		
国 債 等 債 券 売 却 益	137		
そ の 他 経 常 収 益	807		
償 却 債 権 取 立 益	64		
株 式 等 売 却 益	460		
金 銭 の 信 託 運 用 益	187		
そ の 他 の 経 常 収 益	94		
経 常 費 用	11,748		
資 金 調 達 費 用	619		
預 金 利 息	541		
譲 渡 性 預 金 利 息	0		
コ ー ル マ ネ ー 利 息	0		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	75		
借 用 金 利 息	1		
役 務 取 引 等 費 用	725		
支 払 為 替 手 数 料	49		
そ の 他 の 役 務 費 用	676		
そ の 他 業 務 費 用	74		
国 債 等 債 券 売 却 損	43		
国 債 等 債 券 償 還 損	19		
金 融 派 生 商 品 費 用	3		
そ の 他 の 業 務 費 用	7		
営 業 経 費	8,530		
そ の 他 経 常 費 用	1,798		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	944		
貸 出 金 償 却	0		
株 式 等 売 却 損	121		
そ の 他 の 経 常 費 用	732		
経 常 利 益	2,013		

第105期末（2025年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	63,411	預 金	921,728
コールローン及び買入手形	5,000	債券貸借取引受入担保金	38,987
金 銭 の 信 託	7,802	借 用 金	1,110
有 価 証 券	215,411	外 国 為 替	0
貸 出 金	694,763	そ の 他 負 債	8,290
外 国 為 替	658	退職給付に係る負債	7
そ の 他 資 産	10,195	偶 発 損 失 引 当 金	143
有 形 固 定 資 産	7,114	ポ イ ン ト 引 当 金	47
建 物	1,763	再評価に係る繰延税金負債	573
土 地	4,530	支 払 承 諾	3,347
建 設 仮 勘 定	131	負 債 の 部 合 計	974,237
その他の有形固定資産	689	（純 資 産 の 部）	
無 形 固 定 資 産	343	資 本 金	13,233
ソ フ ト ウ ェ ア	193	資 本 剰 余 金	11,998
その他の無形固定資産	149	利 益 剰 余 金	15,890
退職給付に係る資産	1,556	自 己 株 式	△69
繰 延 税 金 資 産	4,190	株 主 資 本 合 計	41,052
支 払 承 諾 見 返	3,347	その他有価証券評価差額金	△6,946
貸 倒 引 当 金	△4,182	土 地 再 評 価 差 額 金	1,158
		退職給付に係る調整累計額	110
		その他の包括利益累計額合計	△5,676
		純 資 産 の 部 合 計	35,376
資 産 の 部 合 計	1,009,613	負債及び純資産の部合計	1,009,613

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第105期 (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	15,028	特 別 利 益	0
資 金 運 用 収 益	10,255	固 定 資 産 処 分 益	0
貸 出 金 利 息	8,513	特 別 損 失	286
有価証券利息配当金	1,578	固 定 資 産 処 分 損	7
コールローン利息及び買入手形利息	46	減 損 損 失	17
預 け 金 利 息	116	子 会 社 株 式 売 却 損	261
そ の 他 の 受 入 利 息	0	税金等調整前当期純利益	1,688
役 務 取 引 等 収 益	2,852	法人税、住民税及び事業税	569
そ の 他 業 務 収 益	1,116	法 人 税 等 調 整 額	49
そ の 他 経 常 収 益	803	法 人 税 等 合 計	619
償 却 債 権 取 立 益	64	当 期 純 利 益	1,069
そ の 他 の 経 常 収 益	738	親会社株主に帰属する当期純利益	1,069
経 常 費 用	13,053		
資 金 調 達 費 用	619		
預 金 利 息	540		
譲 渡 性 預 金 利 息	0		
コールマネー利息及び売渡手形利息	0		
債券貸借取引支払利息	75		
借 用 金 利 息	1		
そ の 他 の 支 払 利 息	0		
役 務 取 引 等 費 用	727		
そ の 他 業 務 費 用	903		
営 業 経 費	8,932		
そ の 他 経 常 費 用	1,871		
貸倒引当金繰入額	1,011		
そ の 他 の 経 常 費 用	860		
経 常 利 益	1,974		

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社 東北銀行
取締役会 御中

北 光 監 査 法 人
岩手県盛岡市

代 表 社 員 公認会計士 佐々木 政 徳
業務執行社員
代 表 社 員 公認会計士 八 重 檉 健 太 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東北銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社 東北銀行

取締役会 御中

北 光 監 査 法 人

岩手県盛岡市

代 表 社 員 公認会計士 佐々木 政 徳
業務執行社員
代 表 社 員 公認会計士 八 重 樫 健 太 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東北銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第105期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1)監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤の監査等委員が各社の監査役に就任し、取締役会等に出席して意思決定を監視するほか、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2)会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

株 式 会 社 東 北 銀 行 監 査 等 委 員 会
常 勤 監 査 等 委 員 鬼 柳 伸 二^①
監 査 等 委 員 館 脇 幸 子^②
監 査 等 委 員 福 士 千 恵 子^③

(注) 監査等委員館脇幸子及び福士千恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

(1) 普通株式

第105期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、当行普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は236,309,650円となります。

(2) 第一種優先株式

定款の定めに従いまして、当行第一種優先株式1株につき金0円12銭5厘といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は500,000円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じであります。）9名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、各候補者とも当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当行における地位	取締役会への出席状況
1	(男性) 村 上 尚 登 再任	代表取締役会長	11回／11回 (100.0%)
2	(男性) 佐 藤 健 志 再任	代表取締役頭取	11回／11回 (100.0%)
3	(男性) 高 橋 淳 悦 再任	取締役専務執行役員	11回／11回 (100.0%)
4	(男性) 保 和 衛 再任	取締役常務執行役員	11回／11回 (100.0%)
5	(男性) 阿 部 英 則 再任	取締役常務執行役員	9回／9回 (100.0%)
6	(男性) 村 井 三 郎 再任 社外 独立	社外取締役	11回／11回 (100.0%)
7	(男性) 村 雨 圭 介 再任 社外 独立	社外取締役	10回／11回 (90.9%)
8	(男性) 下 田 栄 行 再任 社外 独立	社外取締役	9回／9回 (100.0%)

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

取締役候補者

候補者番号

1

むら かみ なお と
村 上 尚 登

再 任

1952年2月18日生（男性）

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2006年6月 当行常務取締役
2010年6月 同 専務取締役
2011年6月 同 代表取締役専務
2012年6月 同 代表取締役副頭取
2014年6月 同 代表取締役頭取
2022年6月 同 代表取締役会長（現任）

■取締役候補者とした理由

2006年に取締役就任以降、主に融資・経営企画・人事担当役員として経営に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、2014年からは代表取締役頭取、2022年からは代表取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。
こうした経験・知見を今後も活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。



取締役会の出席状況

11回／11回
(100.0%)

所有する当行の株式数

普通株式
13,400 株

候補者番号

2

さ とう たけ し
佐 藤 健 志

再 任

1966年6月6日生（男性）

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2016年6月 当行常務取締役地域応援部長
2017年4月 同 常務取締役
2020年6月 同 専務取締役
2022年6月 同 代表取締役頭取（現任）

■取締役候補者とした理由

2016年取締役に就任し、豊富な金融業務の経験・知見により多くの実績を挙げ、2022年以降は代表取締役頭取として当行の経営を担い、その職務・職責を適切に果たしております。
その実績から今後も経営管理を的確かつ公正に遂行し、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。



取締役会の出席状況

11回／11回
(100.%)

所有する当行の株式数

普通株式
10,000 株

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

3

たか はし じゅん えつ
高橋 淳悦

再任

1962年2月9日生（男性）

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2006年 6 月	当行融資統括部長	2018年 4 月	同 常務取締役
2009年 4 月	同 八戸支店長	2020年 6 月	同 取締役常勤監査等委員
2012年 2 月	同 経営企画部長	2024年 6 月	同 取締役専務執行役員
2013年 6 月	同 参事経営企画部長		（現任）
2015年 6 月	同 執行役員経営企画部長		（事務統括部、システム統括部担当）
2016年 6 月	同 常務取締役経営企画部長		
2017年10月	同 常務取締役		
2018年 3 月	同 常務取締役融資部長		

■取締役候補者とした理由

融資統括部長、八戸支店長、経営企画部長を歴任し、経営管理分野に関する豊富な知識・経験を有しております。また、2016年に取締役、2020年に取締役監査等委員に就任し、当行グループのガバナンス、内部統制および監査分野に精通しております。

こうした経験・知見を今後も活かし、取締役会の監督機能強化への貢献が期待できる人物と判断し、取締役候補者となりました。



取締役会の出席状況

11回／11回
(100.0%)

所有する当行の株式数

普通株式
2,400 株

候補者番号

4

たもつ かず えい
保 和衛

再任

1960年5月10日生（男性）

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年 4 月	岩手県職員採用	2016年 4 月	岩手県秘書広報室長
2008年 4 月	岩手県商工労働観光部企業立地推進課総括課長	2018年 4 月	岩手県副知事
2012年 4 月	岩手県政策地域部政策推進室政策監兼ILC推進監	2022年 3 月	岩手県副知事退任
2013年 4 月	岩手県秘書広報室副室長兼首席調査監	2022年 6 月	当行取締役執行役員
2015年 4 月	岩手県理事を兼任	2023年 6 月	取締役常務執行役員（現任） （人事部、みらい創生部担当）

■取締役候補者とした理由

岩手県職員として企業立地推進や財政、政策調整などの様々な業務に従事し、豊富な経験を有しております。また、2022年に取締役就任以降、その職務・職責を適切に果たしております。

こうした経験・知見を今後も活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。



取締役会の出席状況

11回／11回
(100.0%)

所有する当行の株式数

普通株式
2,800 株

候補者番号

5

あべ ひで のり
阿部 英則

再任

1964年2月22日生（男性）

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2007年 7 月	当行大通支店長	2023年10月	同 常務執行役員北上営業部長
2012年 2 月	同 大船渡支店長		
2015年 4 月	同 参事大船渡支店長	2024年 6 月	同 取締役常務執行役員
2016年 4 月	同 参事久慈支店長		（現任）
2020年 6 月	同 執行役員北上支店長		（資産運用サポート部担当）
2023年 6 月	同 常務執行役員北上支店長		

■取締役候補者とした理由

大通支店長、大船渡支店長、久慈支店長、北上営業部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2020年に執行役員登用以降、その職務・職責を適切に果たしております。

こうした経験・知見を今後も活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。



取締役会の出席状況

9回／9回
(100.0%)

所有する当行の株式数

普通株式
3,100 株

候補者番号

6

むら い さぶ ろう
村井 三郎

再任

社外

独立

1963年7月27日生（男性）

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1990年 4 月	検事任官	2014年 4 月	岩手弁護士会理事（現任）
2000年 3 月	検事退官	2014年 5 月	岩手県人権擁護委員連合会会長（現任）
2000年 4 月	弁護士登録		
2000年11月	村井三郎法律事務所開設	2015年 6 月	当行取締役（現任）
2010年 1 月	盛岡市公正職務審査会会長（現任）	2022年 7 月	岩手県公安委員会委員（現委員長）
2013年 4 月	岩手弁護士会会長 日本弁護士連合会理事		

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割

検事を経て、弁護士としての豊富な経験と幅広い専門知識に基づき、取締役会における筆頭独立役員として積極的に活動されており、また、指名・報酬委員会委員長として同委員会の議案審議を主導するなど適切に役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。



取締役会の出席状況

11回／11回
(100.0%)

所有する当行の株式数

普通株式
－ 株

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

7

むら さめ けい すけ
村 雨 圭 介

再 任

社 外

独 立

1972年7月20日生（男性）

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1995年 4 月	三井物産株式会社入社	2012年10月	SANSUI国際特許事務所盛岡
2005年 3 月	三井物産（中国）有限公司金		オフィス開設
	属第二部副部長		代表就任（現任）
2007年 2 月	三井物産株式会社退職	2021年 6 月	当行取締役（現任）
2009年 4 月	弁理士登録		
2009年 4 月	SANSUI国際特許事務所入所		
	（現任）		

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁理士として特許業務に精通しており、豊富な経験と幅広い専門知識に基づき、取締役会における独立役員としての積極的な活動、また、指名・報酬委員会委員としての同委員における積極的な発言などの役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。



取締役会の出席状況

10回／11回
(90.9%)

所有する当行の株式数

普通株式
－ 株

候補者番号

8

しも だ よし ゆき
下 田 栄 行

再 任

社 外

独 立

1964年4月28日生（男性）

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1996年 8 月	北光監査法人入所	2017年 6 月	北光監査法人退社
1999年 4 月	公認会計士登録	2024年 6 月	当行取締役（現任）
1999年 7 月	公認会計士事務所開業		
	（現任）		
1999年11月	税理士登録・税理士事務所開業（現任）		
2003年12月	北光監査法人代表社員就任		

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割

公認会計士・税理士として培われた、会計および税務、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、取締役会における独立役員としての積極的な活動、また、指名・報酬委員会委員としての同委員会における積極的な発言などの役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。



取締役会の出席状況

9回／9回
(100.0%)

所有する当行の株式数

普通株式
－ 株

- (注) 1. 各候補者と当行との間に特別な利害関係はありません。
2. 村井三郎氏、村雨圭介氏、下田栄行氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村井三郎氏、村雨圭介氏、下田栄行氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|-------|-----|
| 村井三郎氏 | 10年 |
| 村雨圭介氏 | 4年 |
| 下田栄行氏 | 1年 |
4. 村井三郎氏、村雨圭介氏、下田栄行氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありません。
5. 当行は、村井三郎氏、村雨圭介氏、下田栄行氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、各候補者が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当行は、社外取締役である村井三郎氏、村雨圭介氏、下田栄行氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。なお、各候補者が再任された場合は、各候補者との当該契約を継続する予定であります。また、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。
7. 当行は、保険会社との間で、当行の役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者のスキル・マトリックス】

各取締役（監査等委員である取締役候補者を除く。）候補者が保有するスキルのうち、特に期待する分野は以下の通りであります。

氏 名	経営戦略	財務・会計	リスク管理	人事管理	営業	企業審査	市場運用	システム 事務	法務・ コンプラ	地域経済
村 上 尚 登	○	○	○	○	○	○		○	○	○
佐 藤 健 志	○	○	○	○	○	○	○		○	○
高 橋 淳 悦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保 和 衛	○			○	○				○	○
阿 部 英 則	○				○	○			○	○
村 井 三 郎									○	
村 雨 圭 介									○	
下 田 栄 行		○								

※上記一覧表は、候補者が有するすべての知見を表すものではありません。

(ご参考)

「社外取締役の独立性に関する基準」

当行の独立社外取締役は、東北銀行グループ（当行及び連結子会社。以下、「当行グループ」という。）に対する独立性を保つため、以下に定めるいずれの要件にも該当してはならない。

- ① 当行グループの主要株主である者、及び主要株主である会社の業務執行者
- ② 当行グループを主要株主とする会社の業務執行者
- ③ 当行グループを主要な取引先とする者、及び主要な取引先とする会社の業務執行者
- ④ 当行グループの主要な取引先である者、及び主要な取引先である会社の業務執行者
- ⑤ 当行グループを主要な借入先とする者、及び主要な借入先とする会社の業務執行者
- ⑥ 当行グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑦ 当行グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている監査法人、税理士法人、法律事務所等の法人及び団体に所属する者
- ⑧ 当行グループから多額の寄付または助成を受けている者、及び多額の寄付または助成を受けている法人及び団体の業務執行者
- ⑨ 上記①～⑧において過去５年間に該当していた者
- ⑩ 上記①～⑧において該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑪ 過去10年間に当行グループの業務執行者であった者
- ⑫ 取締役、執行役員または支配人その他の重要な使用人の配偶者または二親等以内の親族

(注)

1. 「主要株主」とは、直近事業年度末に議決権の５％以上の株式を保有する者（または会社）をいう。
2. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。
3. 「当行グループを主要な取引先とする者（または会社）」とは、直近事業年度においてその者（または会社）の年間連結売上高の２％以上または1,000万円のいずれか高い方の支払いを当行グループから受けた者（または会社）をいう。
4. 「当行グループの主要な取引先である者（または会社）」とは、直近事業年度において当行グループの年間連結経常収益の２％以上の支払いを当行グループに行った者（または会社）、及び当行グループの連結総資産の１％以上の額の預金または与信残高のある者（または会社）をいう。
5. 「当行グループを主要な借入先とする者（または会社）」とは、その者（または会社）における当行グループからの借入シェアが50％以上、かつ法人の場合は直近事業年度末における連結総資産の10％以上、個人の場合は借入残高が1,000万円超の者（または会社）をいう。
6. 「一定額」とは、年間1,000万円をいう。
7. 「多額」とは、直近事業年度における法人及び団体の総売上高の２％以上または1,000万円のいずれか高い方を超える場合をいう。
8. 「重要な者」とは、取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員をいう。

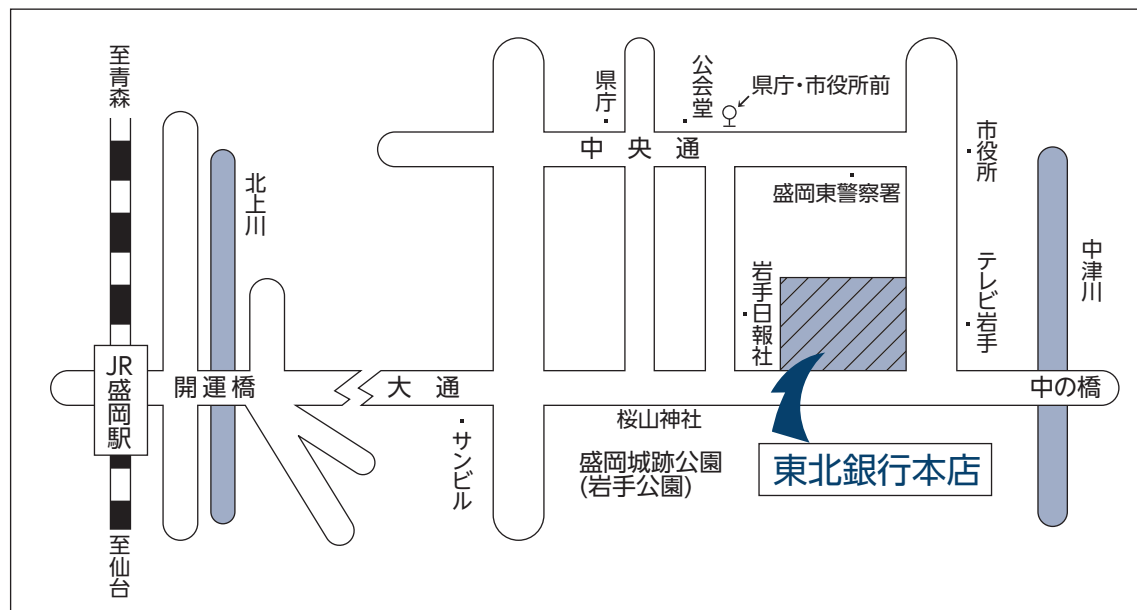
以 上

株主総会会場ご案内図

会場 岩手県盛岡市内丸3番1号

東北銀行本店 4階ホール

電話 (019) 651-6161 (代表)



交通 ◎ J R 盛岡駅前東口バス乗り場5番線又は6番線乗車
県庁・市役所前下車 徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。